

検討会資料1 補充委員の選考結果について

1. 選考結果について

熊野川懇談会におきましては、河川・砂防分野の新委員を補充することとなり、6月12日(火)に補充委員選考会が開催されました。

選考会では、委員等により推薦された候補者(設立準備会時点の候補者を含む)を対象に審議が行われ、その結果、追加補充委員として、補充委員選考会委員全員の推薦により、河川・砂防分野の専門家である「藤田正治京都大学防災研究所教授」が選考されました。

藤田教授の経歴は以下のとおりです。

熊野川懇談会委員候補者経歴表

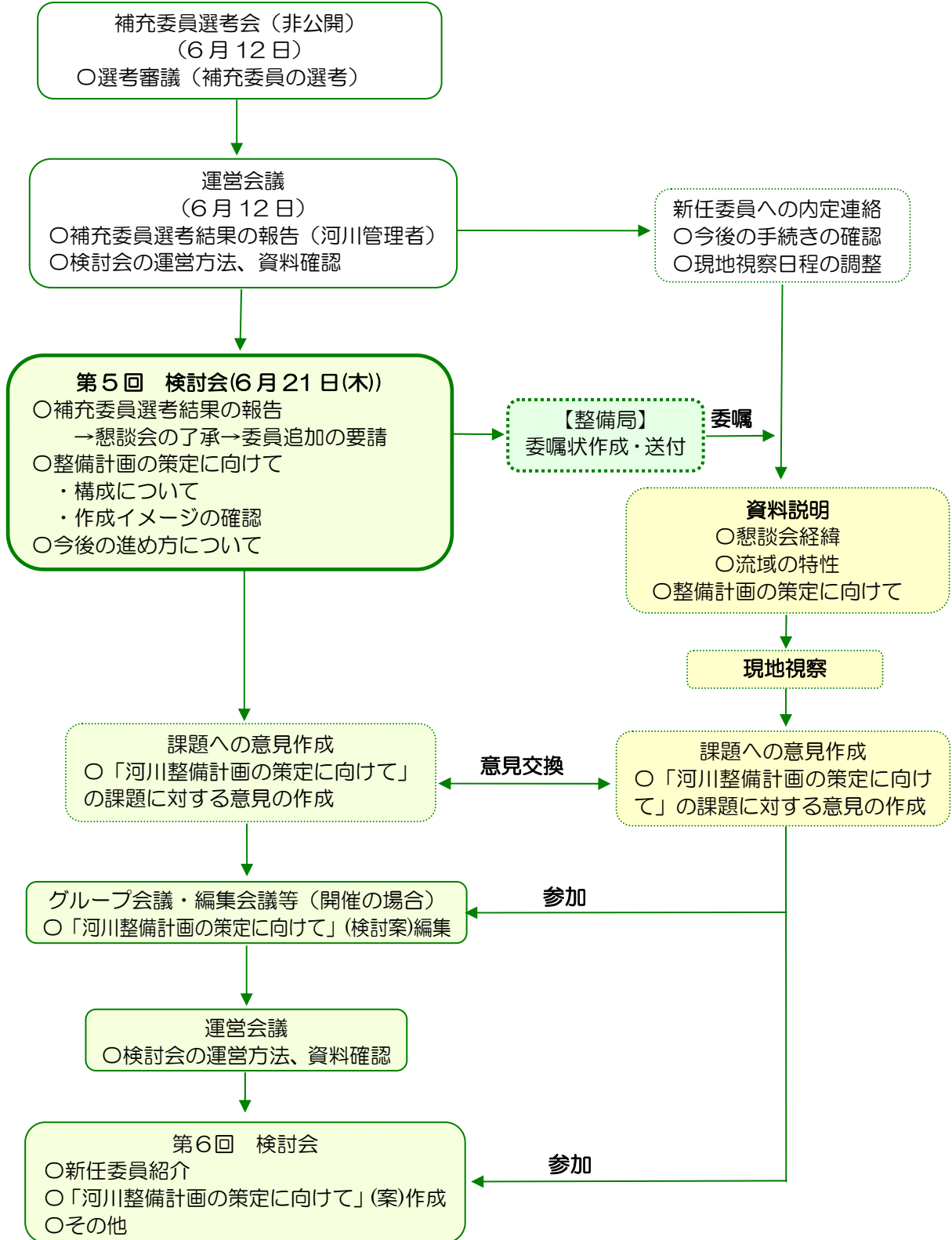
[敬称略]

委員候補者	ふりがな	ふじた まさはる		
	氏名	藤田 正治		
	所属	京都大学防災研究所 流域災害研究センター 教授	生年月日	昭和33年 3月
	専門分野	分野区分: <input type="checkbox"/> 治水		
		専門内容: 河川・砂防・森林工学(水工水理学・林学・森林工学)		
経歴	京都大学防災研究所 流域災害研究センター 教授 (博士(工学) 京都大学 1987/3) <研究テーマ> 1. 砂防構造物の機能に関する研究 土砂流出,堆砂,侵食 研究分野: 水工水理学、林学・森林工学 2. 河床形態に着目した河川環境に関する研究 河川環境,淵,河床形態 研究分野: 水工水理学、林学・森林工学 3. ダムからの排砂に関する研究 排砂,河川環境,河床変動 研究分野: 水工水理学、林学・森林工学 <主な研究論文> 1. 水みちの発生・発達過程の実験とシミュレーション(共著) 水工学論文集(学術雑誌、1995) 39/, 613-618 2. 千代川における淵の構造と魚類の生息環境(共著) 水工学論文集(学術雑誌、1996) 40/, 213-218 3. 北谷川における河川形態変化とそれに伴う河川環境変化に関する考察(共著) 水工学論文集(学術雑誌、1996) 40/, 213-218 4. 砂防ダムからの排出土砂の移動とそれが溪流環境に与える影響 水工学論文集(学術雑誌、2000) 44/, 1215-1220			

2. 新委員就任後の予定について

就任決定から懇談会への参加に至るまでのスケジュールは以下の通りです。

委員就任から懇談会参加までのスケジュールについて(案)



(参考) ◆熊野川懇談会規約◆ (平成18年10月7日改訂)

- 第1条 本規約は、「熊野川懇談会」(以下「懇談会」という。)の構成及び運営等について、必要な事項を定めるものである。
- (設置)
- 第2条 懇談会は、河川法(昭和39年法律第167号)第十六条の二第3項に規定する趣旨にもとづき、河川に関し学識経験を有するひとの意見を聴くために、近畿地方整備局長(以下「整備局長」という)が設置する。
- (目的)
- 第3条 懇談会は、熊野川らしさや、あるべき姿を踏まえつつ、「熊野川河川整備計画(直轄管理区間)」の原案について意見を述べるとともに、関係住民の意見の聴取・反映方法について提言し、河川整備計画の策定に寄与することを目的とする。
- (懇談会運営)
- 第4条 懇談会委員は、整備局長が委嘱する。委員の任期は委嘱された日から2年間とし、再任を妨げない。
2. 懇談会は、必要と認める場合には、具体的候補者を選考の上、懇談会委員として追加するよう整備局長に要請することができる。なお、追加された委員の任期は前項によるものとする。
- 第5条 懇談会には委員長を置くこととし、委員の互選によりこれを定める。
2. 委員長は会務を総括し、懇談会を代表する。
3. 委員長に事故がある時は、委員長が予め指名した委員がその職務を代理する。
- 第6条 懇談会は、委員長が召集する。
2. 懇談会の運営(議事・運営、審議結果のとりまとめおよび公表)は懇談会が行う。
3. 懇談会は、委員総数の三分の二以上の出席をもって成立する。なお、委員の代理出席は認めない。
4. 懇談会は、出席委員の三分の二以上をもって意思決定を行う。なお、少数意見については、懇談会が必要と認めるものはこれを付す。
5. 河川管理者および熊野川に関わりの深い流水占有者等は、委員から意見を求められたとき、または委員長の許可を得たとき、説明や意見の表明を行うことができる。
6. 懇談会は、審議しようとする事項について必要と認める場合には、専門的な知識を有するひとの意見を聴く(書面を含む)ことができる。
7. 委員長は、一般傍聴者に対して発言の機会を設ける。
8. 一般から懇談会に寄せられた意見や資料の取り扱い、委員長が判断する。
- (情報公開)
- 第7条 懇談会は公開を原則とし、公開する情報及び情報公開方法については懇談会で定める。
2. 河川管理者は、前項で定めた内容について協力する。
- (庶務)
- 第8条 庶務は、近畿地方整備局から委託を受けた者が、中立的立場で懇談会の指示を受けて以下の業務を行う。
会議資料(案)の作成、②議事録(案)の作成、③会議内容のとりまとめ(議事骨子)及び公表資料(案)の作成、④懇談会の議事・運営補助、⑤その他
- (規約の改正)
- 第9条 本規約の改正は、委員の三分の二以上の同意を得てこれを行う。
- (雑則)
- 第10条 懇談会以外の場における関係住民からの意見については、書面(メール、FAX、原稿送付等)でのみ受け付ける。
- 第11条 本規約に定めるもののほか、懇談会の運営に関する必要な事項は、懇談会において定める。
- (付則)
- 第12条 この規約は、平成16年10月30日から施行する。